

Title	環境と経済(2) : 生活環境から環境一般へ
Sub Title	Environment and economy (2)
Author	六車, 明(Rokusha, Akira)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2008
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.11 (2008. 12) ,p.283- 300
Abstract	
Notes	慶應義塾創立156年記念号上巻 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20081225-0283

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

環境と経済 (2)

——生活環境から環境一般へ——

六 車 明

はじめに

I 生活環境に関する法の規定

- 1 公害の定義の中の生活環境
- 2 生活環境の外延
- 3 人の生活との密接性

II 生活環境の範囲の拡大

- 1 動植物の生息と生育を保護するための化学物質規制立法
- 2 水生生物を保全するための環境基準・規制基準
- 3 都市景観を生活環境として法律上保護に値すると解した裁判例

III 生活環境から環境一般へ

- 1 生活環境における保護対象を広げようとする学説
- 2 一般にされている環境の定義
- 3 環境の定義の構成要素
- 4 環境の定義の試み

おわりに

はじめに

本稿は、環境と経済と法に関して重要な役割を果たしてきた生活環境という概念について考えることを目的とする。生活環境という用語は、産業活動に伴う公害が激しい1950年代後半ころに生まれたと考えられ、旧公害対策基本法（1967年）と環境基本法（1993年）の時代に制定された多くの環境法の条文の中にある。公害に関する多くの法律は、その1条において、生活環境の保全をうたい、2条以下に生活環境という用語を多くみることができる。例えば、大気汚染防止法（1968年）1条には「……大気の汚染に関し、国民の健康を保護

するとともに生活環境を保全し、……」というところがあり、同法2条1項3号は、ばい煙の定義に関連し、「……人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質……で政令で定めるもの」と規定する。

この生活環境の内容について、近時、学説から批判が出され、関連する立法があり、最高裁の判決の中にも生活環境に係わる重要なものが出されている。生活環境という概念は、ある方向に動き出しているのではないか。

生活環境という用語は、基本法が代わってもその意味内容は、ほとんどそのまま引き継いだ。公害対策が中心であった時代から、自然環境の保全、地球環境の保全を含めた施策を遂行する時代へ移行する際に生活環境の用語の意味を改めることはしなかった。近時の生活環境概念をめぐる動きにはこうした経緯にも原因がありそうである。このような点を踏まえ、生活環境の進むべき道について考察することにする¹⁾。

I 生活環境に関する法の規定

1 公害の定義の中の生活環境

法律や政府の文書が生活環境という用語を一般的に使うようになったのは、1960年ころからであると思われる。例えば、1962年に制定された、ばい煙の排出の規制等に関する法律の1条には、生活環境の保全という用語がある。しかし、そこにおける、生活環境の保全という利益は、経済・産業の健全な発展という利益との間で厳しい綱引きがあり、同じ1条には、生活環境の保全は産業の健全な発展との調和を図ることが規定された。いわゆる調和条項である。

制定当初の旧公害対策基本法（1967年）は、生活環境の保全が経済の健全な発展との調和が図られるようにするという1条2項のもとに、生活環境の保全が経済の健全な発展のために制約されるようにも理解されるような規定が設け

1) このような問題意識は、経済との関係から環境をみていくという点において拙稿「環境と経済——基本法を創るものと基本法が創るもの——」慶應法学第7号（2007年3月）563頁と共通し、これを発展させるつもりでいる。そこで主題を「環境と経済（2）」とした。

られた。調和条項は、基本法に取り入れられた。

他方、旧公害対策基本法は、公害を定義したが（2条1、2項）、環境一般あるいは生活環境を定義しなかった。ただし、同条2項に、以下のとおり、生活環境の定義に係る規定を置いた。

「1項 この法律において『公害』とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のため土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2項 この法律にいう『生活環境』には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。」

1970年の公害国会において、公害対策基本法とそのほかの法律の調和条項が削除された。生活環境の保全の利益は、経済・産業の健全な発展との関係を制約するものであっても、守らなければならないことが明らかになった。このことがひとつのきっかけになり、人々の認識も法律に沿うように変化をしていったと考えられる²⁾。しかし、そのような、環境と経済に関して大きな変化があったにもかかわらず、公害国会において、2条の規定は、その1項において、水質の汚濁すぐ後に「(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第9条第1項を除き、以下同じ。)」を加え、その後に「土壌の汚染」を加える改正をしたが、生活環境に係わる2項は改正しなかった。

わが国は、1993年に旧公害対策基本法を廃止し、新たに、環境基本法を制定した。このときも法の性格に大きな変化があった。環境基本法は、公害対策法から環境管理法への転換を促す法律であった^{3) 4)}。

2) 大塚直『環境法〈第2版〉』199頁（有斐閣、2006年）は、公害対策基本法の改正において環境と経済との調和条項が削除されたときに第1のパラダイムの変更があったとみられると指摘する。私もそのように考えている。

生活環境にからむ旧公害対策基本法の公害の定義は、環境基本法制定の際、内容的にはほとんどそのまま引き継がれた。この機会に手を加えることはなく、状況は変らなかった。公害を定義する環境基本法2条3項は次のとおりである。

「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第16条第1項を除き、以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のため土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。」

旧公害対策基本法と対比すると、2条に1項と2項が加わったため、体裁として旧法のように1項と2項に書き分けることができなくなり、3項のなかに、旧法の2つの項の分を書き込んだと思われる。生活環境は、かっこの中に入り、しかも、かっこが3つ目なので、目立ちにくくなった。

このように、環境基本法2条3項は、生活環境を積極的に定義していない。生活環境の定義と関連することが書いてあるのは、条文の終わりに近いところの生活環境の直後の「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。」である。ここをめぐって議論がされてきた。

3) 原田尚彦『環境法〔補正版〕』25頁（弘文堂、1994年）、大塚・前掲注2）197頁

4) 大塚・前掲注2）199頁は、「環境基本法においては、むしろ、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会を見直し、経済のあり方そのものを積極的に環境保全が可能なものに変えていくことが目的としている（環境と経済の融合）」とされ、「ここで第2のパラダイムの変更があったといえよう。」とされる。

2 生活環境の外延

環境基本法2条3項の最後のかっこのところは、生活環境が次の3つの部分を含むことを示している。

- ① 人の生活に密接な関係のある財産
- ② 人の生活に密接な関係のある動植物
- ③ 人の生活に密接な関係のある動植物の生育環境

生活環境はこの①から③を「含む」というのであるから、①から③は、生活環境の定義の外延に位置しつつ、生活環境の定義に含まれる。外延は、外側と接し、最も中心から遠いところであろう。上記引用の条文の文章では、生活環境の外延が明確になっているとはいえないし、もちろん生活環境そのものも明かにされていない。

北村喜宣教授は、この2条3項に関し、「外延を明確に規定しないのは、法的定義としては、適切ではないように思われますが、逆にみるならば、社会の価値観の変化や新たな問題現象の登場の可能性をふまえて、あえてオープンにしてあると考えることもできるでしょう。以前はそうではなかったかもしれませんが、現在では、たとえば、歴史的・文化的遺産や都市・農村景観、日照といったものも、生活環境に含まれると考えられています。」と指摘する⁵⁾。確かに、時代の変遷に伴って生活環境の内容も変化をすることはありうることであると思う。そのことを外延を明確にしないことにより対応するということもできると思うが、外延の書き方は、本来は生活環境の概念を明確に規定するようにすべきであったと思う。

3 人の生活との密接性

環境基本法2条3項の公害の定義規定の上記①ないし③は、人の生活との密接性を要求している。生活環境の外延において密接性を要件とするのであるから、その内側である、いわば本体においても密接性が要件になる。それだけ、

5) 北村喜宣『プレップ環境法』4頁から5頁(弘文堂、2006年)

生活環境の範囲は狭まることになる。

この点について、北村喜宣教授は、「『密接な関係』という概念は時代によって変化する相対的なものであろう。」「『密接』という文言は、誤解を生みやすい。公害対策基本法から環境基本法に変わったときに削除されてよかったように思われる。」とされる⁶⁾。

また、大塚直教授は、環境損害の観点から、この密接の点に関し、「生活環境被害といっても、それ以外の環境損害とはほとんどの場合重なっている。また、生活環境とは『人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。』（環境基2条3項）とされているが、この『密接』という点は拡張されうるし、現に拡張されつつある。」とされる⁷⁾8)。

II 生活環境の範囲の拡大

1 動植物の生息と生育を保護するための化学物質規制立法

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）の制定

PRTR法（1999年）2条4項は、「前2項の政令は、（中略）化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮して定めるものとする。」と規定する。

ここでは、化学物質による環境汚染により、動植物の生息及び生育への支障の未然防止をあげている。この規定においては、動植物の生息及び生育につい

6) 北村喜宣『政策法学ライブラリー14自治力の達人』慈学社出版、2008年、90頁

7) 大塚直「環境修復の責任・費用負担について——環境損害論への道程」法学教室329号103頁（2008年2月号）。

8) 大塚・前掲注7）94頁から95頁で大塚教授は、上記引用文中の「環境損害」は、環境影響起因の損害のうち、人格的利益や財産的利益に関する損害以外のものを指している。（同書94頁）。

て、環境基本法2条3項のような「人の生活に密接な関係のある」という限定をしていない。大塚直教授は、PRTR法2条4項は、「生態影響についても配慮する法律として、公害法とは異なる面をもっているといえよう。」と指摘する⁹⁾。

(2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の2003年改正

化審法（1973年）の2003年改正法は、審査項目に動植物の生息と生育の保護を加えた。これは、OECDが2002年に、生態系保全を含むよう規制の範囲を拡大すべきであると勧告したことが契機になっている。

化審法1条は、「……難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれ『又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ』がある化学物質による環境の汚染を防止するため……」となった。『 』のところが改正で加入された部分である。

2003年改正法は、化学物質のうち、「……動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの……」（同法2条6項1号）を第3種監視化学物質として規制の対象としている。つまり、生態系に対する毒性のある化学物質は、その他の要件を満たせば、第3種監視化学物質として経済産業大臣及び環境大臣が指定する（同法2条6項柱書き）。その製造者等は、毎年度、前年度の製造数量等を経済産業大臣に届け出る義務がある（同法25条の2第1項）。動植物の生息又は生育は本来の生活環境の範囲を超えているといえよう。

生物多様性基本法（2008年）の16条2項は、「国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定する。同法は実施法である化審法に対応している。

2 水生生物を保全するための環境基準・規制基準

環境基本法16条1項は、環境基準を、「人の健康を保護し、及び生活環境を

9) 大塚・前掲2) 356頁

保全する上で、維持されることが望ましい基準」と規定している。

環境省は、2003年11月5日、環境庁告示「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月環境庁告示59号）を改正する環境省告示123号を発出し、新たに「水生生物の生息状況の適応性」という項目を水の環境基準に加え、イワナ、サケマス、コイ、フナなどのいる、河川、湖沼、海域について、全亜鉛の環境基準を設定した。例えば、類型が生物A、水生生物の生息状況の適応性「イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域」では、全亜鉛の基準値は、1リットルにつき0.03ミリグラム以下とされた（改正後の水質汚濁に係る環境基準の別表2イ）。

水生生物を保護するための環境基準は、環境基本法2条3項が前提としている生活環境の範囲を超えている。

大塚直教授は、生活環境の保全に関する環境基準に、全亜鉛が追加されたことについて、「生活環境」概念に「①生態系保全を含ませる、②生物の保全を含ませる、③有用生物の保全を含ませる、という3つの選択肢が考えられたが、『生活環境』概念を実質的には②にまで広げることとしたものである。将来的には、生態系全体を考慮する方向に進むべきであろう。」と指摘する¹⁰⁾。

さらに環境省は、2006年11月10日、排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総務庁令35号）を改正する環境省令33号を公布し、2006年12月11日から施行した。そこでは水生生物を保全する観点から、規制の基準を、全亜鉛について、1リットルにつき5ミリグラムから1リットルにつき2ミリグラムに強化した（排水基準を定める省令1条、別表第2）。この改正も、水生生物を保全する観点から行われた。排水基準を定める省令は水質汚濁防止法3条1項に基づいて定められており、同条は、基本法である環境基本法21条1項1号に基づいている。

こうしてみると、法律や環境基準などの分野において生活環境の保護対象として、人間のほか、生物や生物多様性など幅広いものが含まれるようになってきているといえる。

10) 大塚・前掲2) 274頁

3 都市景観を生活環境として法律上保護に値すると解した裁判例

生活環境に関する最近の最高裁の裁判例としては、国立景観訴訟が重要であるが、その前の近接した時期に出された小田急線訴訟において、取消訴訟の原告適格の有無について判断をした大法廷判決（2005年12月7日¹¹⁾を、対比の意味を含め、はじめに見ることとする。

小田急線訴訟のこの事案は、建設大臣が東京都に小田急線の連続立体交差化を内容とする都市計画事業の認可をしたのに対し、周辺住民が、高架化する線路を電車が走行する際の騒音と振動等を理由に高架事業の認可処分の取消しを求めたというものである。

本案の審理に入る前に原告適格の存否が問題となり、この論点について大法廷に回付された。主な争点は、都市計画事業の事業地の周辺住民も事業認可の取消訴訟を提起する原告適格を有するか否か、である。改正行政事件訴訟法の施行は2005年4月1日であるから、最高裁の判決は、施行後である。関連する部分を引用する。

「以上のような都市計画事業の認可に関する都市計画法の規定の趣旨及び目的、これらの規定が都市計画事業の認可の制度を通して保護しようとしている利益の内容及び性質等を考慮すれば、同法は、これらの規定を通じて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るなどの公益の見地から都市計画施設の整備に関する事業を規制するとともに、騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。したがって、都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求め

11) 民集59巻10号2645頁、判例時報1920号13頁

るにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものといわなければならない。」

この小田急線訴訟において電車の騒音と振動という、旧公害対策基本法（1967年）以来の典型公害といわれるものが生活環境の侵害として問題となり、都市計画事業の認可の制度を通して個々の住民が著しい被害を直接受けないという利益が個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むと解されるか否かが争われ、判決はこれを肯定して、該当する住民に原告適格のあることを認めた。

国立景観訴訟における最高裁判決（2006年3月30日）は、生活環境の概念と私人の個別的利益について判示している¹²⁾。論点に関する部分は以下のとおりである。

「JR中央線国立駅南口のロータリーから南に向けて幅員の広い公道（都道146号線）が直線状に延びていて、そのうち江戸街道までの延長約1.2kmの道路は、『大学通り』と称され、そのほぼ中央付近の両側に一橋大学の敷地が接している。大学通りは、歩道を含めると幅員が約44mあり、道路の中心から左右両端に向かってそれぞれ約7.3mの車道、約1.7mの自転車レーン、約9mの緑地及び約3.6mの歩道が配置され、緑地部分には171本の桜、117本のいちょう等が植樹され、これらの木々が連なる並木道になっている。」

「都市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべきである。」

12) 民集60巻3号948頁、判例時報1931号3頁

ここでは、都市の景観は一定の場合に生活環境を構成することを前提として
いる。

「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下『景観利益』という。）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。

もっとも、この景観利益の内容は、景観の性質、態様等によって異なり得るものであるし、社会の変化に伴って変化する可能性のあるものでもあるところ、現時点においては、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、景観利益を超えて『景観権』という権利性を有するものと認めることはできない。」

「大学通り周辺の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成するものであって、少なくともこの景観に近接する地域内の居住者は、上記景観の恵沢を日常的に享受しており、上記景観について景観利益を有するものというべきである。」

最高裁は、大学通りの周辺の景観は、豊かな生活環境を構成し、景観に近接する住民はその恵沢を享受する利益があるという。すなわち、景観という個人の利益を超えるものについて、生活環境として法律上保護に値すると判示した。ただし、この事件において最高裁は、原告らの請求を一部認容した東京地裁判決を破棄し、請求をすべて棄却した東京高裁判決の結論を維持した。

大塚直教授は、国立景観訴訟事件と小田急訴訟事件と対比し、「小田急訴訟事件は健康ないし生活環境に関するものであるのに対し、本件は生活環境を超えるとも考えられ得るものである点で、一歩進んでいる。」と指摘する¹³⁾。

13) 大塚直「国立景観訴訟最高裁判決の意義と課題」ジュリスト1323号（2006年11月15日号）75頁の注8

Ⅲ 生活環境から環境一般へ

1 生活環境における保護対象を広げようとする学説

立法や判決の動向は、生活環境の範囲を広げる方向に向っており、この方向は支持できる。

大塚直教授は、公害被害の保護対象の観点から、「今日、公害についても、保護対象を生活環境（注25）から環境一般へと広げる必要性は、わが国においても相当程度高いと見られるが、——当面、保護の範囲を現実的に拡大しようとするのであれば——、まずは、水の分野で環境（公共用水域）自体の保護を環境個別法の目的に入れ、その上で、環境損害の責任に関する法律を制定することが望まれる。」とされ、さらに、生活環境の概念について上記引用文中の（注25）において、「生活環境概念は、私人の個別利益への侵害のみを問題とする1970年代の伝統的発想を前提としたものといえよう。」とされる¹⁴⁾。また同教授は、「環境法が人の健康や人の外延としての『生活環境』のみでなく、例えば化学物質の生態系への影響をも対象としようとする（欧米ではすでにそうなっている）、『生活環境』の観念の拡大が必要となってくる。わが国の現在の環境法の重要な課題の1つである。」とされる¹⁵⁾。

2 一般にされている環境の定義

それでは、生活環境をどのように定義すればよいのか。その前に、環境（一般）についてわが国の環境法は定義規定を設けていないから、まず、環境の定義というものがどのようなものであるべきであるかについて検討する。

法学の世界の前に、一般の社会における環境と生活環境の定義を、広辞苑第6版を例としてみると、環境は「四圍の外界。周囲の事物。特に、人間または生物をとりまき、それと相互作用を及ぼし合うものとして見た外界。自然的環境と社会的環境がある。」¹⁶⁾、生活環境は「人間の日常生活に影響する、自然・

14) 大塚・前掲7) 103頁

15) 大塚・前掲2) 28頁

人事などを含む周囲の状況。」¹⁷⁾としている。広辞苑によると、一般社会における環境の定義においては、①外界であること、②人間または生物をとりまくもの、③人間または生物と相互作用を及ぼし合うもの、という3つの要素がある。

環境法学の分野における環境の定義としては、例えば、大塚直教授は、環境の定義に関し、「ここでは、『人間や生物を取り巻く周囲の状態や世界』のうち、『人の活動に伴う汚染や悪化により人の健康・生活や生態系に支障を及ぼすおそれがあるもの』としておこう¹⁸⁾。」とする。

環境経済学の分野では、植田和弘教授が、「『環境』とは『人間をとりまき、それと相互作用を及ぼし合うところの外界』であり、人類の生存・生活の条件を形成している。」と定義する¹⁹⁾。

大塚直教授と植田和弘教授の環境の定義は、上記広辞苑の定義と対比してみると本質的なところで共通しているといえよう。

3 環境の定義の構成要素

(1) 人間と生物・生態系を取り巻く自然的構成要素

環境は、人間や生物・生態系を取り巻くものである。取り巻くという言葉は、環境の自然的構成要素という言葉とともに生物多様性基本法前文第1項にある。以下その一部を引用する。

「……今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。」

16) 新村出編『広辞苑第6版』624頁(岩波書店、2008年)

17) 新村・前掲16) 1535頁

18) 大塚直「環境法を学ぶにあたって——環境法学の特色と課題」法学教室283号66頁(2004年4月号)、なお、引用文中の注3)の内容は、「南博方=大久保規子『要説接環境法〔第2版〕』21頁(2003年参照。)である。

19) 植田和弘『環境経済学』4頁(岩波書店、1996年)

上記の引用部分にでてくる自然的構成要素については、環境の保全に関する基本的施策策定等に関する指針を定める環境基本法14条の1号が以下のように規定している。

「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。」

環境の自然的構成要素がここに書かれているような良好な状態であれば環境の問題は生じない。だから逆説的のような感じがするが、環境法として取り上げる環境は、その汚染が人間や生物・生態系に悪影響を及ぼすおそれのあるものという修飾語がついてまわる。環境の定義には、環境を汚染するものが入ってくる。環境を汚染するものについては、①媒体の存在、②環境の復元力そして③汚染源という3つの問題がある。

① 媒体の存在

ある住宅地域が通過する車両の多い幹線道路に面しているとき、大気中の二酸化窒素や浮遊粒子状物質が高濃度になると、その付近の住民は、このような物質を含んだ大気を吸うことにより、二酸化窒素等を体内にとり入れ、生活環境に支障が生じ、さらに健康被害が発生することがある。人間は、大気という媒体という間に入るものとおして二酸化窒素を体内へ取り入れる。

汚染物質を直接体内に取り込む場合にも健康被害が発生することはある。この場合は、環境の問題にならない。環境は、人間等を取り巻くものが悪化することを問題とする以上、人間等を取り巻くもの、すなわち、媒体が悪化することを問題にしているからである。

例えば、有害物質を含む食品を食べたり、有害物質を含む薬品を服用し、あるいは有害物質を含む化粧品を使用した結果、人間に被害が発生した場合に「食品公害」「薬品公害」などといわれることがあるが、環境法が直接扱う環境問

題ではない²⁰⁾。しかし、リスクという観点からとらえてみると、環境問題と類似する点がある。両者は共に研究することは有用である。関係する法律としては、食品安全基本法（2003年）、食品衛生法（1947年）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法、1950年）、薬事法（1960年）（化粧品の規制を含む。）などがある。

② 復元力の存在

媒体の汚染については、環境の復元力に留意する必要がある。環境は汚染物の排出が一定の範囲内であれば、復元力によって元の状態に戻ることができる。しかし、環境の復元力を超えた量が大気中に排出されると、もとのレベルに戻ることはなく、人間は、大気を吸い込むことにより汚染物質が体内に侵入し、健康被害をもたらす。復元力を超えるという意味は、環境が汚染を無限に受け入れるものではなく、復元力には限界があるから、それを超えると汚染がどんどんすすんでしまうということである。環境基本法3条に「限りある環境」とあるのはこの復元力の限界のことを指していると理解できる。

この復元力の限界である一定限度の汚染について、経済学においては、閾値（いきち）という言葉を用る例がある。諸富徹准教授は「自然界には閾値があることが知られている。つまり、自然はある程度までは汚染物質の排出を同化吸収する能力がある。しかし汚染物質が除々に蓄積していき、一定限度（=閾値）を超えると、突然自然は大きな変化を引き起こす。しかも、自然は一旦不可逆な損失を蒙ると、それを再生することはほぼ不可能である。」とされる²¹⁾。

③ 汚染の原因としての人間の活動の存在

人間と生物・生態系を取り巻くものを汚染する原因はいろいろなものが考えられるが、環境基本法は、人間の活動を原因とするものとしている。例えば、2条における3つの定義、すなわち、環境への負荷（1項）、地球環境保全（2項）、公害（3項）のいずれにおいても、人の活動によること（1項、2項）、あるいは人の活動に伴って生ずること（3項）を要件とし、環境の保全につい

20) 大塚・前掲2) 26頁

21) 諸富徹『環境』25頁（岩波書店、2003年）

ての基本理念の1番目を定める3条において、「……環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきている……」という認識を示している。

したがって、人間の活動によらない火山活動により発生した有毒ガスを原因として人間や生物・生態系に被害が発生したとしても環境法学における環境問題とはいええない。ただし、大気や水などの分野においては、原因が競合することもあるだろう。他の原因が競合していたとしても、人間の活動が原因となっていれば、環境法の対象となる。

以上によれば、人間等を取り巻くものとしての環境は、以下のような性格をもつことになろう。

- i 人間や生物・生態系に被害が生じ、あるいは生じそうなときは、媒体の悪化を通して行われること
- ii 環境は、一定範囲内の汚染においては復元力が働き、もとの姿にもどることができるが、それを超えると汚染が進むこと
- iii 媒体を悪化させるものは人間の活動に限られること

(2) 自然的構成要素に取り巻かれる人間と生物・生態系

環境の定義で取り巻かれるものは、ただ人間のみを想定しているのか、それとも人間を除いた意味における生物・生態系を含むものとして想定しているのか。

旧公害対策基本法は、日本が1967年に始めて制定した環境に関する基本法であるが、公害の定義規定である2条2項は、これまで述べてきたとおり、「この法律にいう『生活環境』については、(中略)人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。」と規定していた。同法の下においては、生物とその生育環境は「人の生活に密接な関係のある」限られた範囲において生活環境の概念に含まれていた。同法2条2項の内容は、前記のとおり、環境基本法(1993年)2条3項(公害の定義規定)に引き継がれている。

1993年に制定された環境基本法の1条は、その末尾が、「現在及び将来の国

民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」とあるから、基本的には人間の保護を中心に考えているようにみえる。しかし、環境の保全の理念を定めている規定の1つである3条は、環境が人類存続の基盤であること、生態系は微妙な均衡を保つことによって成り立っていることなどを指摘している。さらに同法14条2号は、環境の保全に関する基本的施策の策定等に係る指針として、「生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。」と規定し、生物の多様性の確保等を独立の指針として位置付けている。環境基本法の下位の基本法として制定された生物多様性基本法(2008年)の目的を定める同法第1条の末尾は、「もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。」となっている。

環境基本法は、人間とともに生物・生態系を守るための法律であるといえよう。

4 環境の定義の試み

以上を踏まえると、もちろん確定的なものではないが、環境一般の定義の1つとして、次のような案が考えられるのではないか。

「大気、水、土壌など広く人間や生物・生態系の周囲に存在し、人間の活動に伴って排出される物質等によりその状態が悪化し、その復元力を超えると、人間の健康・生活と、生物・生態系の一方または両方に被害を与えるもの。」

ここで「人間の活動に伴って排出される」という点については、そのように定めている現行法に不都合はないと考えている。

取り巻かれて保護されるものとしては、人間と生物・生態系をあげた。生物・

生態系については、生物多様性基本法など近時の立法や社会一般の意識としては、中心にあるのは人間だけであるという考えはとられなくなり、生物・生態系も人間と同様に保護すべきものであるという考え方が多くなってきているといえるだろう。媒体の存在も認めてよいであろう。

それでは、環境一般をこのような概念とした場合に、そのほかに生活環境という概念が必要であるだろうか。

現在の環境基本法2条3項は「人の生活に密接な関係」という要件を定めているため、生活環境に対する限定が厳しく、あるいは限定のしかたが明確ではないという問題がある。それでは、例えば、人間の周囲という要件に広めたとする。そのような限定は環境一般と区別することができるだろうか。

現在のところ、私は、環境一般と生活環境とを並立させている現行の法制には疑問をもっている。両者を並列させることの意味、有用性があるかについては、これから個別に検討したい。

いずれにしても、生活環境概念を環境一般の概念とは別に規定する必要性は薄くなって来ている。今後、生活環境にかかわる立法をするときは、生活環境の概念の意味の確認をし、生活環境という概念の必要性を検証する必要がある。

おわりに

環境法学は、他の法学の分野や、法学以外の経済学を初めとする社会科学の分野、さらに自然科学の分野に続く学際的な学問の輪の一部を担っている。生活環境のように基本的な用語については、実務的な面はもとより、学際的な面からも概念の明確化を図る必要がある。しかし、生活環境については実定法に多く見られるにもかかわらず、その用語を使うことに効用があるのかないのかについて明確とはいえないだろう。本稿が生活環境と環境の意義を考えるきっかけになれば幸いである。